

附属書 A

提案されたプロジェクトの範囲

1. 規格の適用範囲

規格は次の事項を実施することが望ましい。

- 文化、社会、環境及び法規制の差異、並びに経済発展状況を尊重し、組織におけるSRの実施を支援する
- 次に示す実用的な指針を提供する
 - SRの運用
 - ステークホルダーの特定と関与
 - SRに関する報告と宣言に関する信頼性の向上
- パフォーマンス結果と改善の強化
- 顧客及びその他のステークホルダーに対する組織の信用と満足度の向上
- 既存の文書、国際規約・条約及び既存のISO規格との整合性確保
- 組織のSRに関して政府の権限を弱めるものとしな
- SRの分野における共通用語使用の奨励
- SRの認識を広げる。

2. 規格の内容

規格は、専門家以外にもよみ易く、かつ、わかりやすいものであり、規格の仕様書には、最低限、次の事項をカバーすることが望ましい。

- 目次
- 規格の主要要素の明確化
- 規格の適用範囲
- 規格の定義、及び／又は概念

規格の仕様書を作成する時に、次の事項を考慮すべき

- ISO/TMB の SR に関する高等諮問委員会の作成した報告書において提起された課題-
- TMB 決議で提起された課題
- SR ストックホルム会議で提起された課題
- 既存の SR 要求事項及び他の関連要求文書で提起された課題
- その他、次に示す事項
 - a) 地域格差（文化、習慣の尊重、経済発展状況の格差認識）
 - b) パフォーマンス評価
 - c) 規格開発上の解決すべき問題点の明確化
 - d) 規格発行後のフォローアップ（普及啓蒙システム、支援ツール、Web の活用など）
（これは、ISO が果たす SR）

支援ツールとしての追加的 ISO 文書は ISO/TMB によって承認された後にのみ開発しなければならない。

3. 規格の適用

規格は、（組織の規模、所在地、活動・製品の種類、組織が活動する地域における文化、社会、環境に係わらず）全ての種類の組織に適用できることが望ましい。

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。
無断での複写・引用・転載を禁じます。

4. 規格の種類

文書は ISO におけるガイダンス文書（指針文書）であり、かつ第三者認証を目的とはしない。

次の文書を適用することが適切である。“この国際規格は、ステークホルダーとのコミュニケーションを考慮し、組織が SR 規格を構築することを可能にするためのガイダンスを提供するものである。この規格は、認証、法規制、契約を目的とするものではない。”

この規格では文書全体を通して、“should（～が望ましい）”を使用する。

（注：第 3 者認証の場合には、“shall（～しなければならない。～すること）”を使用。第 3 者認証に用いられる ISO 9001/14001 では“shall”、指針文書である ISO 9004/14004 では“should”を使用）

開発する規格は一つでなければならない。

開発する文書は interim 文書（例えば IWA、PAS）とはしない。

附属書 B 規格開発の目的と正当性(妥当性)

a) 規格化に関する目的とその理由

SR に関する概念、SR の規格化、ISO における規格開発能力に関する詳細情報は ISO/TMB の SR に関する高等諮問委員会の作成した報告書に総括的に網羅されている。

SAG の勧告では、作業スコープと文書の種類のほか、前提条件についてに関するアドバイスをしている。その結果、2004年6月に開催された SR に関する ISO 国際会議では、幅広いステークホルダーが、SR に関する指針文書の必要性を表明した。

この提案された規格の目的とするところは、次の事項である。

- 組織における SR のフレームを構築し、実施し、維持し、改善するための支援となる
- 組織が、従業員を含む全てのステークホルダーの効果的な参画を通じて、組織の SR を果たしていることを実証することを支援するものであり、ステークホルダーの参画は、ステークホルダーの信頼と満足を高めるものである。
- 組織の義務において信頼のあるコミュニケーションを容易にし、かつ SR に関するパフォーマンスを容易にする。
- 組織の大いなる透明性、公平性を促進し維持する

この規格は法規制、習慣、文化、環境、経済発展に関する多様な状況を考慮し、尊重しつつ、組織の持続的発展のためのツールとなりうるものとする

b) 規格の開発によって便益又は影響を受ける主たる関係者

- 産業界
- 政府
- 労働者
- 消費者
- NGO
- 一般（その他）

c) 活動の可能性

ISO/WG において追加検討すべき規格開発に影響する事項は次のとおり；

- 全ての規模、業種への ISO 規格の適用性（地域の中小企業から多国籍企業までの規格の適用可能性）
- SR 事項に関する定量的評価の制限
- 法規制要求事項、習慣・文化の格差、自然環境、経済発展に関する地域格差
- SR に関する産業分野別規格の乱立の抑制
- パフォーマンスの改善を目的としているが、プロセスとパフォーマンスの双方を網羅する。
- ISO は任意分野における SR を見極めるべきとの指摘は有効でないかもしれない。（法制事項は国際政府機関所掌）

d) 規格開発のタイムスケジュール

増え続ける SR イニシャチヴによって引き起こされる市場の混乱を考慮すると、ISO の国際規格は、ISO “ブランド” の知識と良い経験を持っている組織が、S コミットメントの運用を促進する。

この文書は現在のイニシャチヴ、協定、ツールと同様に、この分野における将来の開発物も支援するに足る柔軟性を有していることが望ましい。また、組織が SR をどのように宣言するかについて組織内の創造性を阻害しないような方法で記述することが望ましい

e) 活動の緊急性

規格開発の必要性は 2004 年 6 月にストックホルムで開催された ISO 会議において、出席したステークホルダーによって表明されたように緊急を要する。この国際規格の発行目標期限は WG で決定されるものであるが、3 年以内であるものとすることが望ましい（通常の規格の開発期間との一致）。

f) 規格の運用によって期待される便益

規格は次のことが期待される。

- 持続的発展に寄与する組織の SR に関する枠組の構築、実施、維持、改善
- 従業員を含む全てのステークホルダーから組織の信頼と満足の上への寄与
- 幅広いステークホルダーによって承認された唯一の規格の開発による SR の重要性の認識の向上
- 国連で同意された一連の世界共通法則である国連条約や、グローバルコンパクトと、特に世界人権宣言、国際労働機構(ILO)による労働の基本的原則及び労働における権利の ILO 宣言、環境と開発に関するリオ宣言、不正に対する国連条約を含む国連宣言の一層の認識と遵守の促進
- 貿易の自由化の促進と貿易の障害の撤廃（自由かつ公正な貿易の実現）
- 既存の SR 関連規格及び要求事項との一貫性確保と対立の回避

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。
無断での複写・引用・転載を禁じます。

附属書 C

考慮すべき関連文書類 (全てを網羅するものではない)

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
ISO 14000 Management System Standards	International Standards Organization
British Standard 8800 on Occupational Health and Safety Management Systems	British Standards Institution
SIGMA Project on Sustainability -- Integrated Guidelines for Management	British Standards Institution; Forum for the Future; AccountAbility
OHSAS 18001 Specifications and Guidance for Occupational Health and Safety Management Systems	
Draft SII 1000 Standard on Social Responsibility and Community Involvement	Standards Institution of Israel
Standard on Corporate Social Responsibility	Standards Australia
Draft Standard on Ethical Financial Instruments PNE 165001	Spanish Standards Organization (AENOR)
Draft Standard on Management System on Ethics PNE 165010	Spanish Standards Organization (AENOR)
Guidelines on Corporate Social Responsibility (SD 21000)	French Association for Standardization (AFNOR)

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Draft Standard on Fair Trading	French Association for Standardization (AFNOR)
Draft Management System for Social Responsibility and Integrity	Mexican Association for Standardization (IMNC)
Code of Labor Practice	ICFTU
BNQ Certification Protocol NQ 9700-950 on Corporate Social Responsibility	Bureau de Normalisation du Quebec, Canada
CSR management System	Det Norsle Veritas (DNV)
Guidelines for Multinational Enterprises	Organization for Economic Cooperation and Development
Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions,	Organization for Economic Cooperation and Development

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Global Compact	United Nations
International Bill of Human Rights	United Nations
Universal Declaration of Human Rights	United Nations
Convention on the Rights of the Child	United Nations
International Covenant on Civil and Political Rights	United Nations
International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights	United Nations
Core Conventions on Labor Standards (Conventions No. 29, 87, 98, 100, 105, 111, 131, 138, 155, 182)	International Labor Organization
Conventions No. 107 and 169 on Indigenous Peoples	International Labor Organization
Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work	International Labor Organization
Tripartite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy	International Labor Organization
Guidelines on Occupational Safety and Health Management Systems	International Labor Organization
Business Code of Conduct	Asian-Pacific Economic Cooperation

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Voluntary Principles on Security and Human Rights (Extractive and Energy Industries)	U.K. and U.S. Governments
U.S. Model Business Practices	U.S. Department of Commerce
Green Paper on Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility	European Union
Eco-Management and Audit Scheme (EMAS)	European Union
Ethical Conduct Resolutions	European Union
European Convention on Human Rights	European Union
Eco-Label Scheme	European Union
International Environmental Conventions (Pollution from Ships; Transboundary Air Pollution; Transboundary Movement of Hazardous Wastes; Montreal Protocol; Kyoto Protocol; Biological Diversity; Desertification; Climate Change)	

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
National Laws on human rights, workplace and employee aspects, unfair business practices, organizational governance, environmental aspects, marketplace and consumer aspects, community aspects, and social development aspects	
The CERES Principles	Coalition of Environmentally Responsible Economies (CERES)
Nordic Partnership	Danish division of World Wide Fund for Nature
Voluntary Codes: The Regulatory Norms of a Globalized Economy?	Schulich School of Business, York University
Q-Res project,	University of Castellanza (Italy)
Ethos CSR indicators	Ethos Institute for Corporate Social Responsibility
Model code of conduct	Workers Rights Consortium

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Global Reporting Initiative (GRI) Sustainability Reporting Guidelines	Global Reporting Initiative
Domini 400 Social Responsibility Index	
Dow Jones Sustainability Group Indexes	SAM Indexes GmbH
Calvert Social Index	The Calvert Group
FTSE4Good Index	
Consumer Charter for Global Business	Consumers International
Social Accountability 8000	Social Accountability International
The Business Principles for Countering Bribery	Transparency International and Social Accountability International.
AccountAbility 1000	Institute of Social and Ethical AccountAbility
Bench Marks for Measuring Business Performance	Interfaith Center for Corporate Responsibility
Global Sullivan Principles of Social Responsibility	Reverend Leon Sullivan
Ethics Compliance Management System Standard 2000	Reitaku University (Japan) Business Ethics and Compliance Research Center

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Fairtrade Labels	Fairtrade Labelling Organization
Charter Agreement on Labor Practices	Fair Labor Association
The Base Code	Ethical Trading Initiative
Sunshine Standards for Corporate Reporting to Stakeholders	The Stakeholder Alliance
Human Rights Guidelines for Companies	Amnesty International
Designing a CSR Structure	Business For Social Responsibility
Human rights from the perspective of business and industry - a checklist	Confederation of Norwegian Business and Industry
Corporate actors in Zones of Conflict - responsible engagement	Confederation of Norwegian Business and Industry
The Worldwide Responsible Apparel Production (WRAP) program	The Worldwide Responsible Apparel Production
Standard - Investors in People.	Investors in people.
GoodCorporation,	GoodCorporation, ltd
Code of Labour Practices for the Apparel Industry Including Sportswear	Clean Clothes Campaign

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Keidanren Charter for Good Corporate	Japan Business Federation

Name of Standard or Initiative	Sponsoring Organization
Storebrand's programme for CSR	Storebrand Investments
EcoValue environmental/sustainability rating reports	Innovest
Standard for payment facilitating	Trace
Oekom-Quality standard	Oekom
Sustainability and CSR	Five Winds International
Sustainability Tool	GEMI
Global Sustainability Models	Future500
Business Conduct Management System Standard	U.S. Ethics Officer Association
Principles for Business	CAUX Roundtable
Business Charter for Sustainable Development	International Chamber of Commerce
Business in Society; Making a Positive and Responsible Contribution	International Chamber of Commerce
Sustainable Forestry Principles and Criteria	Forest Stewardship Council
International Code of Ethics for Canadian Businesses	Insert names of companies; Canadian Minister of Foreign Affairs

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

Behavior	
American Apparel Manufacturers Association Code	American Apparel Manufacturers Association
Exploring Pathways to a Sustainable Enterprise: Sustainable Development Planner	Global Environmental Management Initiative
The Values Management System Principles and Constituents for Sustainability Management	Centre for Business Ethics
Winning with Integrity - A Guide to Social Responsibility	Business in the Community, U.K.
Model Code of Conduct	World Federation of Sporting Goods Industry
Standards of Corporate Social Responsibility	Social Venture Network
Standard for Sustainable Fishing	Marine Stewardship Council
Responsible Care	American Chemistry Council
Rules of Conduct to Combat Extortion and Bribery	International Chamber of Commerce

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

附属書 D

他の国際機関の活動との関係

SRに関するISO/TMB/SAGの報告書及び勧告及び6月21日、22日に開催されたSRに関するISO国際会議の結果、ISO/TMBはISO/TMB決議(35/2004)で決議した、ISO/TMBは、

- 社会的義務又は期待を定める政府、国際政府機関の役割を認識する
- 国際政府機関によって採択された協定（例えば、国連の世界人権宣言、国際労働協定、国際労働機関（ILO）によって採択された国際労働条約、関連する国連協定）を認識し、またSRの分野における私的な任意のイニシアチヴにも余地があることを認識する。
- SRに関する事項であっても、政治的プロセスでのみ解決される事項には言及することを避け、ISOの活動範囲を限定すべきであることを認識する
- 案件の複雑性、迅速な変化のため、実質的なSRコミットメントと同調させることは実現的ではないことを認識する

従って、SR規格類、基準、指針、ツールを開発又は開発している他の機関の活動を考慮することが必要である。国連のグローバルコンパクト、国際労働機関（ILO）、経済開発協力機構（OECD）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCHR）、国連環境計画（UNEP）のような他の国際政府機関が、既に又は現在国際規格を開発しているという事実より、これらの国際政府機関を規格開発プロセスに含むことが必要である。

グローバルリポーティングイニシアチヴ（GRI）、森林管理協議会（FSC）、公正労働協会（FLA）のような広範な既存の国際的な非政府機関のSRイニシアチヴを尊重して、これらの機関が開発した文書がISOにおける文書によって影響を受けることを考慮する必要がある。

これらのイニシアチヴは、ISOの規格開発に有用な専門知識を保有している。最終的に、ISOのSR文書は、これらの既存のイニシアチヴと両立性があり又は補完すべきものであり、かつ付加価値を与えるものであることが望ましい。

附属書 E リエゾンになる可能性のある機関

Category	
Industry	<ul style="list-style-type: none">▪ International Chamber of Commerce (ICC)▪ International Federation of Consulting Engineers (FIDIC)▪ International Council of Chemical Associations (ICCA)▪ International Council on Mining and Metals▪ International Federation of Standards Users (IFAN)▪ International Organisation of Employers (IOE)▪ World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)▪ World Economic Forum
Labour	<ul style="list-style-type: none">▪ International Confederation of Free Trade Unions (ICFTU)▪ Trade Union Advisory Committee to the OECD (TUAC)▪
Government	<ul style="list-style-type: none">▪ European Commission▪ International Labour Organization (ILO)▪ Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)▪ UNCSD▪ UNCTAD▪ UNDP▪ UNEP▪ UN Global Compact▪ UNHCHR▪ UNIDO▪ World Bank▪ WTO
Consumer	<ul style="list-style-type: none">▪ Consumer International
NGOs	<ul style="list-style-type: none">▪ African Institute of Corporate Citizenship▪ Amnesty International,▪ Centre for Corporate Social Responsibility▪ Human Rights Watch▪ International Institute for Environmental and Development (IIED)▪ International Institute for Sustainable Development (IISD)▪ International Social and Environmental Accreditation and Labelling (ISEAL) Alliance▪ IUCN- The world Conservation Union▪ WWF International
Others	<ul style="list-style-type: none">▪ Business for Social Responsibility (BSR)▪ Caux Round Table▪ Global Environmental Management Initiative (GEMI)▪ Global Reporting Initiative▪ Institute of Social and Ethical Accountability▪ Social Accountability International (SAI)

注：このリストは完全なものでも、包括的なものでもない。必要に応じて適宜追加する。

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

SR作業グループの運営手順 (概要)

SRに関するTMB/SAGの報告と勧告を考慮し、それは2004年6月のISO/SR国際会議において賛同されたものであるが、TMBは、この業務をTMBの責任のもとTMB直下の作業グループを設置して実施することが最良であるとの決定を下した。このメカニズムは全てのステークホルダーが作業グループに平等に参画できることを可能にすることを確実にするのに、最も適した方法である。一方、一般に望まれる作業の成果はSRに関するガイダンスであることも認識された。

このことは、国際規格に対する通常の作成プロセスを適用することを意味している。

この概要の目的は、作業グループ及び提案された国際規格の開発に関する汎用的作業手順を説明することである。

2004年9月にジュネーブで開催された会議において、全てのISOメンバー機関に対して、作業グループのツイニング形式(開発国と開発途上国)によるリーダーシップの申し出をしていたTMBは、ブラジル(ABNT)とスウェーデン(SIS)に対して、その責任を割り当てたことを通達した。

新規業務の承認のための通常のISO手順に照らし合わせて、新業務提案を3ヶ月間の投票のために全てのISOメンバー機関に対して発行した。これは、新業務提案に対する通常の承認基準(投票国の過半数の賛成、少なくとも5カ国の作業への積極的参加の表明)が適用される。同時に、ステークホルダーのバランスを確保するために、メンバー機関には、6つの定義されたステークホルダーカテゴリーから1名ずつ、最大6名のエキスパートをノミネートすることが奨励される。

エキスパートをノミネートしたメンバー機関は、規格作成プロセスの後の段階における投票を行うために、Pメンバーとして登録される。

同時に、国際機関に、作業グループに参画するために、最大2名のエキスパートをノミネートすることができる旨の案内をだす。

このような機関は、ISO/IEC指針に定義されているように、この作業グループに対するDリエゾンとして考慮される。他の関心を持つ国際機関及び広域地域機関はいつでもDリエゾンに申し込むことができ、ISO/IEC指針に基づき、TMBによってケースバイケースで検討されることになる。

TMBの意図は、作業グループ内の各ステークホルダーの代表が、適切にバランスよく参加することを確実にすることである。

第1回作業グループの計画と開催は、ABNT-SISの責任となる。

通常のISOの作業方法に拠ると、作業グループの責任は、作業グループに参加するエキスパートのコンセンサスに基づき、規格原案を作成することである。

同時に、エキスパートをノミネートした各メンバー機関は国内委員会を設置し、かつこの国内委員会は作業グループが作成した原案に関する国内ポジションを形成することが期待される。

言うまでもなく最終目的は、作業グループでのコンセンサスの形成が国際規格原案に対するメンバー機関の投票によって正当化されることである。

したがって、作業グループへの参加者が個人資格として作業グループに貢献し、国のポジションを代表することを期待するのではないが、作業グループの参加者は、作業グループにおいて提起された問題に関する国のポジションを心に留めておく必要はある。

特に適切な時点で、作業グループは、委員会原案(CD)を発行することにより、それに対

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

してもとめた国レベルでのコンセンサスに対して、ワーキンググループはコンセンサスの妥当性を確認することが望ましい。

このような場合、上記で言及したPメンバーはCDに対して、投票をし、かつコメントを提出することが求められ、また、Dリエゾン機関も同時に、その機関のコメントを提出することが求められる。

いつコンセンサスに達し、またDISに対する投票がうまくいくか見込みをし判断するのは、作業グループのリーダーである。この段階で、最終原案がDISとして発行するために中央事務局に提出される。通常の投票期間と承認基準はISO/IEC指針に規定されているものを適用する。

ISOメンバー機関の投票の結果DISが承認されても、指針の中の規定ではDISに対して、リエゾン団体からの十分な公式の支持を得ることが求められており、この特別なケースにおいても指針を適応する。

DIS投票結果が賛成であると仮定し、作業グループのリーダーシップは、受理したコメントを、コメントの数と性格から、どのように取り扱うのが最良な方法であるかを決定することが必要となる。しかし、これらを作業グループが自らが検討することも多分必要となるであろう。

この段階で意図することは、最終規格原案(FDIS)のテキスト作成と、受理した全てのコメントの表明とコメントに対して行ったアクション(場合によっては、コメントを採用しなかった理由を付し)を含んだ報告書を作成することである。

DIS に対して全会一致の賛成が得られた場合、文書は直接発行されることとなる。さもなければ、通常通り、投票によって FDIS は発行されることになり、FDIS 発行時には、DIS に対する投票レポートをつけることとなる。ISO/IEC 指針によると、この段階でも再度、リエゾン機関の充分かつ正式な支持を求めるとともに、通常の承認基準が適用される。

承認されると、編集上の修正を施した後、この FDIS は国際規格として発行される。これらの規格の全開発期間は 36 ヶ月である。

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

WG on SR の運用細則

(2004年9月13日、14日開催のISO/TMBで承認)

1. WG の運営管理

1.1 一般

社会的責任に関する作業グループ(以下、WG)は、効果的かつ効率的に運営管理されることが望ましい。WG は、技術管理評議会 (以下、ISO/TMB) に対して、ISO/IEC 指針の特別の修正、適用除外、免除を要求できる。このような適用除外、免除は、WG でのコンセンサスが得られることが確保できた場合に限る。

このような要求は、要求することの合理的な正当性がなければならない。

1.2 プロジェクトマネジメント

WG はプロジェクトマネジメント方式を採用する。WG 幹事は議長と相談し、規格発行目標期日に向けてのプロジェクトの進行状況の監視を含めて、全てのプロジェクトの運営管理に関する責任を有する。

1.3 資金調達

WG は、ISO 中央事務局との協議、及び他の適切な機関の参画を得て、WG への開発途上国及び資金が不足している関係者の参画を促進するために、WG の副議長を資金調達システムを確立する責任者として任命することが望ましい。

1.4 ツイニングのアレンジ

WG レベル及び適用可能ならサブグループレベルの双方で、ツイニングによるリーダーシップ体制のもとで実施することが望ましい。

ツイニングは、開発途上国のパートナーへの資金援助と同様に WG 及びそのサブグループでのリーダーシップの実施補助を含む。

1.5 会議

WG は、WG 及びサブグループの会議スケジュールを決定する。WG 及びそのサブグループは会議に参加する全てのメンバー (特に、開発途上国からのメンバー) の参加負担を軽減することを考慮して、WG 及びサブグループの会議スケジュールを調整しなければならない。WG 及びサブグループの会議に参加する全てのエキスパートの氏名とその所属 (連絡先は除く) は文書化し、公開されなければならない。

1.6 公開性及び透明性のあるコミュニケーション

WG は、ISO の内外の人々に対して、WG の活動の公開性、透明性を確実にするためのシステムを策定することが望ましい。全ての WG 文書は、(エキスパートを派遣した ISO メンバー機関も含める) WG のメンバーが入手できるものとする。WG は、公開する文書と公開の時期を決定することができる。

DIS 段階から、規格草案は ISO の著作権に従うものとする。

WG 幹事は、WG のウェブサイトの維持管理に対して責任を有する。WG はウェブサイトに掲載する文書の種類を決定するとともに、WG で作成している文書に対して、ISO が指定するコメント様式を用いて、一般の人々にもコメントの提出の機会を与えるディスカッションフォーラムを作ることを決定することができる。この場合、ISO メンバー機関又は D リエゾン機関に、コメントを提出することが望ましい。この WG のウェブサイトはその他に、SR に関するベストプラクティスに関する情報を伝えるためにも用いられる。

WG 幹事は、プロジェクトマネジメントの役割の一環として、他の適切な機関に対して、ウェブサイトの維持管理業務を委託しても良い。

WG 幹事は、ウェブサイトが適切に管理されているか、必要な改善箇所があるかを確認する最

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。
無断での複写・引用・転載を禁じます。

終的な責任を有する。

1.7 TMB への報告

WG は定期的に TMB に対して WG の活動を報告しなければならない。

2. WG への参加とそのメンバー構成

2.1 一般

WG は、積極的な参加を希望する ISO メンバー機関からノミネートされたエキスパートと、ISO/IEC の内部リエゾン委員会及び ISO 外部団体によるリエゾン（国際機関および広域地域機関）によって構成される。

ISO メンバー機関は、今後行われる投票を目的として、P メンバーとしてみなされる。

ISO メンバー機関又は外部リエゾンによって指名された各々のエキスパートは、そのエキスパートが所属するステークホルダーカテゴリーを代表しその個人能力に基づいて活動し、そのエキスパートを指名した機関を公的に代表する必要はない。しかしながら、作業の進捗状況及び作業グループにおける色々な意見をなるべく早い段階で情報を得るためにその指名した機関と密に連絡をとることが推奨される。

SR に関する経験と知識とを示したエキスパートのプロファイルは、エキスパートがノミネートされる時に WG の幹事に提出されなければならない。特にこれらのプロファイルは、設置されるタスクグループにおいて必要とされる適切な知識と経験があるかどうかを保証するために使用する。

2.2 ISO メンバー機関

WG の積極的なメンバーになることに興味を示した ISO メンバー機関は WG に派遣する最大 6 名のエキスパートをノミネートすることができる。エキスパートは、各ステークホルダー（産業界、政府、消費者、労働、NGO、その他の関係者）からバランスよく選定されることを確実にすることが望まれる。

WG にエキスパートをノミネートする ISO メンバー機関は、国内の全ての関係機関及び各ステークホルダーのカテゴリーから、バランスよく選定され構成された国内委員会を設置することが望ましい。

2.3 内部リエゾン

WG は、内部リエゾン (ISO 委員会) を特定し、WG の活動に参加するよう求めることが望ましい。内部リエゾンからの最大 2 名の代表者は、その委員会を代表し参加することができ、また、その代表者は個人的資格、個人の資質に基づいて参加しないことが望ましい。

2.4 外部リエゾン (D-リエゾン)

カテゴリー D リエゾンは、WG の活動に参加することを希望する関連国際機関又は広域地域機関に対して開かれている。カテゴリー D の参加希望機関は、設立目的、活動及び ISO のおける SR 規格開発への参加の必要性及び、ISO の作業に対して出来得る貢献を示す組織のプロフィールを準備する。

カテゴリー D への登録申請は TMB 事務局に提出されることが望ましい。

D リエゾンとして承認された機関は、WG に 2 名の代表者をノミネートすることができる。

2.5 オブザーバー及びメディア

オブザーバーとして作業に参加することを希望する ISO メンバー機関は、作業文書を受け取る

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。

無断での複写・引用・転載を禁じます。

ことができ、かつコメントの提出及び会議への参加の権利を有することができる。

WGはISO/IEC指針、第1部、附属書SO、第9項に規定するISOメディアポリシーに従う。

“…メディアが特定のISO委員会(会議)に関心を表明した場合には、会議場外で記者会見及びブリーフィングを実施するように、しかるべき手配を行うことが望ましい。”

2.6 ISO スタッフ及びISO/TMBの関与

TMBのメンバーはWGのオブザーバーとして、WG及びそのサブグループに自由に参加することができる。

ISO中央事務局はISOスタッフをWGの技術プログラムマネージャー(TPM)に任命しなければならない。

このTPMは、WGの作業の監視と促進に対する責任を有し、必要に応じてISO/IEC指針に関する指導を行う。

3. スケジュール案

WGはNWIPの承認から3年以内で、規格の発行日と規格開発における各段階の目標時期を設定することが望ましい。

WGにおける検討事項(TMBの提案)

1. 規格の特徴

—簡易性(専門家以外の人々でも、読みやすく、理解しやすいものとする)

- 規格開発及び／又はSRの専門家以外の人理解でき、使用できるように、平易な言葉で記述する

—SRの主要要素の特定

- SRを実施するために組織が考慮すべき主な事項となる主要要素の明確化・特定
- SRの共通理解(記述様式、定義、用語)
- 規格で定義すべき用語の明確化
- コミュニケーションプロセス及びパフォーマンス改善の方法
- パフォーマンス向上のための指標の特定

—既存のSR文書類との関係

- 既存のSR要求事項や環境及び品質要求事項のような他の要求事項との一貫性又は両立性を確保すると同時に、規格の重複の回避を目指す

2. WGの構造

WGの議論を通じて、国際規格に含まれる必要のある、多くの要素及び項を明確にする。規格開発を効果的に運営管理するために、WGは、サブグループを使って異なった要素及び項の原案を作成し、編集委員会によってそれらを一つの規格に纏め上げるモジュラー方式を取ることが推奨される。

1) 議長諮問グループ(アドバイザーグループ)

WG作業の調整、企画、運営に関するタスクや、アドバイスの性格を有した特別なタスクについて、議長及び幹事を補助する機能を有したグループを設置することができる。

2) 編集委員会

WGは、委員会原案(CD)、国際規格原案(DIS)、最終国際規格原案(FDIS)を含む文書のレビューと編集を実施するため、また作成された文書類がISO/IEC指針第2部に適合していることを確実にするために、一つの編集委員会を設置することが推奨される。

3) タスクグループ(アドホックグループ)

実施される作業の効率向上を目的として、タスクグループをWGの下に設置することができる。各々のタスクグループでは、タスクグループ毎に会議を運営管理することが望ましい。

タスクグループの構成はWGが決定することが望ましい。

WGの議長によって指名されたタスクグループの議長は、補佐的業務をするための幹事を任命することができる。

個々のタスクグループはツイニングアレンジメントを採用することができる。

全てのグループの構成は開発国と開発途上国のバランスを図ると同様に、適切なステークホルダーのバランスを図ることが望ましい。

4) 他のグループ

WGは、資金調達及びステークホルダーの参画に対して責任を有する副議長を任命することが望ましい。

さらに、企業及び国際機関の上級経営層から構成され、WGの情報及びWGにおける検討に有益な、SRに関するハイレベル又は全体的な動向及び方向性に関する展望をWGに提供するバーチャルなレビューグループを設置することができる。

この文書は、ISO 中央事務局からの許諾を受け、財団法人日本規格協会が邦訳したものです。
無断での複写・引用・転載を禁じます。

3. 資金調達

TMB は次に示す自発的な資金調達システムを提案する。

－世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連工業開発機構（UNIDO）のような国際機関及び他の

資金提供機関から途上国への寄付を割り当てる

－ISO メンバー機関が、政府及び他の機関に対して自発的な資金提供を推奨する

－ISO メンバー機関は自組織における資源に限りのあるエキスパートに対して資金援助を行うことが求められる

－スポンサーロゴの採用（会議パンフレット、サインにスポンサーロゴをつける等）が認められる

4. 第1回 WG で検討し、決定すべき事項

各段階において議論すべき項目を検討することは、議長及び事務局の責任であるが、2005 年の第1 四半期に開催する第1 回会議において、次の事項を検討し、決定することが WG に求められる

- 規格の仕様書（提案された規格の内容の概要）
- WG の委任事項
- 関連するプロジェクト計画とともに、国際規格発行の目標期日の設定
- WG の構造（TG の設置など）
- 各 TG への作業の割り当て
- ISO/IEC 指針に基づく作業手順
- TMB 決議(35/2004)と、AG の勧告と要求を満たす方法.
- Public interest の取扱い方。例えば、ISO の著作権を遵守した上での、ウェブサイトの活用。

さらに、次の事項を推奨する。

- WG メンバーに対して、WG メンバーの役割・責任についての情報を提供すること
- ISO（ISO 原則及びコンセンサスベースの作業方法）に関する基本的情報を提供すること